

## 北九州市教員育成協議会設置要綱

### (設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項の規定に基づき、校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）並びにその他教員の育成に関して必要な事項について大学等と連携した取組みを進めることを目的として、教育委員会に北九州市教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 指標の策定及び変更に関すること
- (2) 大学等と連携した教員育成の取組みに関すること
- (3) その他教育長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学等関係者
- (2) 北九州市立学校関係者
- (3) 北九州市教育委員会
- (4) その他教育長が必要と認める者

### (委員)

第4条 委員は、協議事項により前条各号に掲げる者のうちから北九州市教育委員会が任命又は委嘱する。

- 2 前項の規定により任命又は委嘱される委員の任期は、任命又は委嘱された日から最初に到来する3月31日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は北九州市教育委員会教職員部長をもって充てる。

2 会長は会務を総理する。

3 協議会に会長が指名する会長代理を置き、会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、出席者のうちから互選により選出する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教職員課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の実施及び運営に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。